仕　様　書

１　業務名称

令和８年度大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

２　目的

大阪市では、平成 24 年７月に「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」を策定し、「ニア・イズ・ベター」という考え方のもと、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」と「自立した自治体型の区政運営」に向けて、多様な活動主体が参画して地域課題に取り組む地域活動協議会の形成や財政的な支援、住民に身近なところで区長が自律的な基礎自治行政を行うための権限と財源の大幅な移譲など、様々な仕組みづくりを行ってきました。

平成 27 年２月には、区政運営にあたって各区に共通する基本的な事項をとりまとめた「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」を策定し、各区長のもとで、市政改革プランで作り上げた様々な仕組みを的確に運営し、地域住民に自律的な地域運営の実現に向けた取組みの積極的な支援や各区の地域の実情や特性に即した区政運営を進めてきました。

区政運営については、このような仕組みの構築やその仕組みの運用により一定の成果が出ている一方で、様々な課題も明らかになり、「地域社会づくり」と「区行政の運営」の両面における「新・市政改革プラン」に基づき区政における新たな市政改革に取り組んでいます。

地域社会における住民自治の拡充において、各種地域団体や企業、NPO 等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、地域におけるさまざまな課題に取り組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取組を促進するために、より幅広い住民が参画できるよう「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、自律的な地域運営の仕組みである「地域活動協議会」の活動に、本市として地域に応じた積極的な支援が必要です。

このような取組を促進するためには、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要です。

中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことでよりニア・イズ・ベターを徹底させ、地域において相互に理解し信頼し合いながら協働して豊かなコミュニティを形成し、住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会を実現することを本業務委託の目的とします。

（参考）　豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針
http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000307831.html

3　委託者

大阪市西区役所（以下、「区役所」という。）

4　業務概要

・地域活動協議会等の活動にかかる支援
・地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援業務
・地域活動協議会の形成支援

（参考）

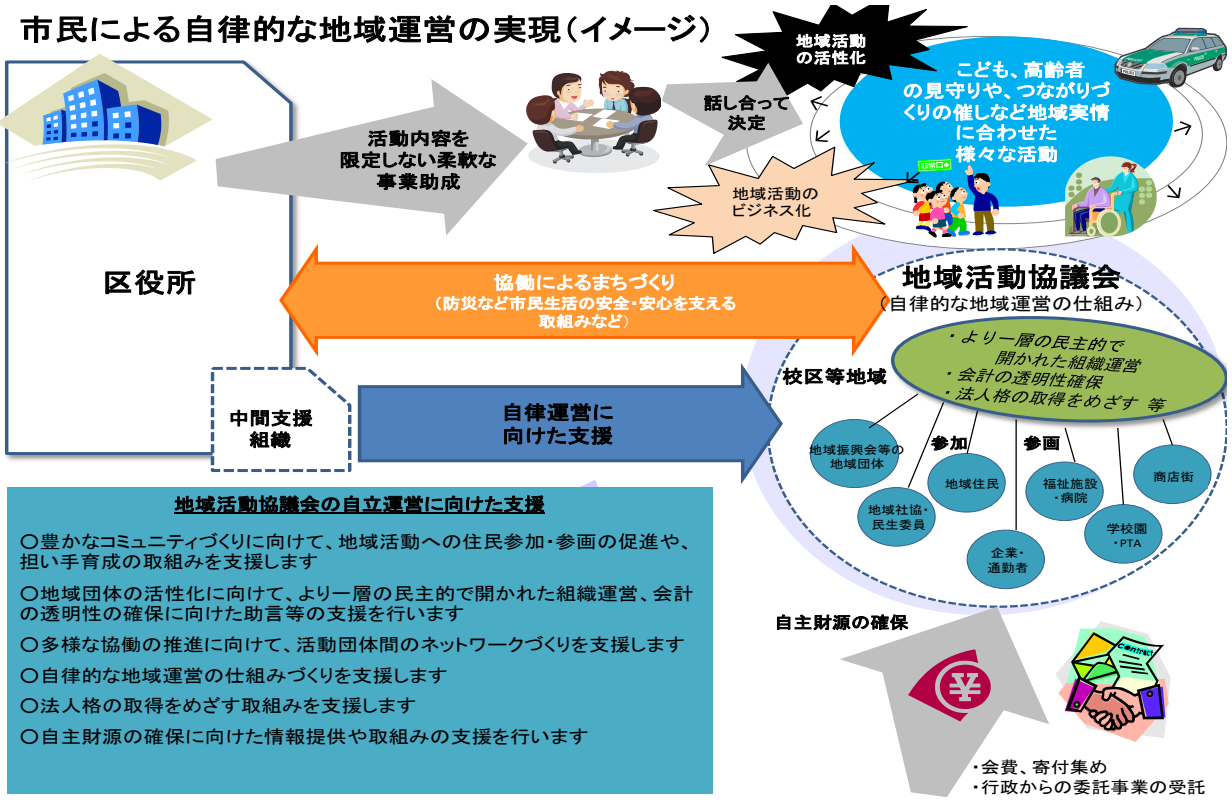

5　体制

上記目的を達成するため、区役所が提供するスペース内に事務所を設置（以下、**「西区まちづくりセンター」**という。）し、窓口の開設日は**「アドバイザー」**または**「地域まちづくり支援員」**を１名以上常駐させること。**「地域まちづくり支援員」**は地域の実情に応じて西区まちづくりセンター又は各地域活動協議会活動拠点場所等にて下記**「６　業務内容」**に記載の業務を行わせる。

中間支援組織のイメージ図

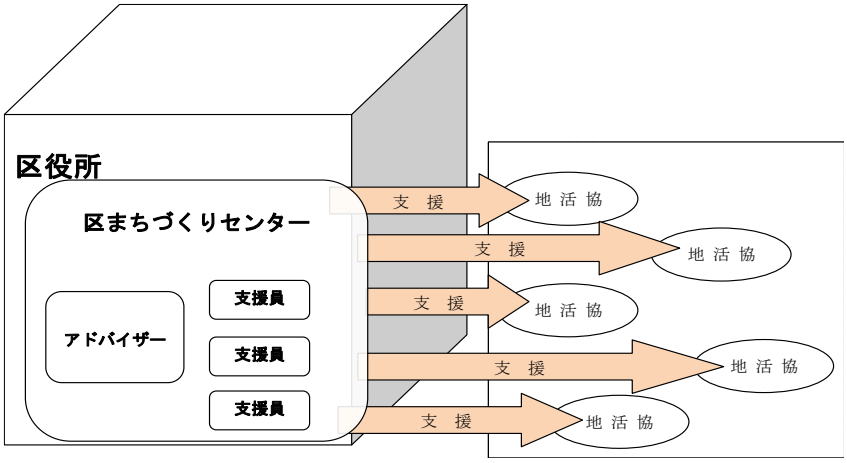

（１）西区まちづくりセンターの設置

「西区まちづくりセンター」を西区役所に設置し、令和８年４月１日から「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」を配置する。細目については、以下ア～カのとおりとする。

ア　開設場所は、区役所が提供する区役所庁舎内とし、令和８年４月 1 日からの窓口の開設日は週５日のうち３日以上とし、（ただし土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～１月３日）を除く。）開所時間は、午前９時から午後０時 15 分及び午後１時から午後５時 30 分までとする。

なお、光熱水費等実費は受託者が負担すること。（中古の事務机と事務椅子は、区役所で無償提供が可能。）

また窓口を開設しない日は、電話での対応やリモートワーク等を活用し、常に区役所からの業務上の依頼や地域団体等からの相談等に応じることのできる体制を整えること。

イ　窓口の開設日は、「アドバイザー」または「地域まちづくり支援員」を「西区まちづくりセンター」に１名以上常駐させ、地域団体等からの相談等に応じることのできる体制を整えること。

ウ　「地域まちづくり支援員」は、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有している者を５名以上配置し、「６　業務内容」の記載のとおり支援を行うこと。

エ　「地域まちづくり支援員」は、受託者において、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者を積極的に採用したうえで、常に地域団体等と連携連絡を行えるよう、配慮すること。なお、「地域まちづくり支援員」の採用や配置等に際しては、下記のまちづくり支援員配置要件に基づき事前に区役所と十分協議し、よく調整を行うこと。なお、令和８年度における「地域まちづくり支援員」配置地域活動協議会については、以下の４地域活動協議会を上限とする。

地域まちづくり支援員配置要件（下記に記載のない地域活動協議会においては配置要件を設けていません）		
地域活動協議会名	配置要件	配置場所
靭地域活動協議会	48 時間／月	靭会館
明治地域活動協議会	48 時間／月	明治会館
高台地域活動協議会	48 時間／月	地域活動協議会事務所
日吉地域活動協議会	48 時間／月	日吉会館

オ　受託者は、「地域まちづくり支援員」を総括し、かつ助言・指導を行うため、「西区まちづくりセンター」に「アドバイザー」を配置する。また、「アドバイザー」は必要に応じ、区役所や地域団体等の相談にも応じること。

カ　受託者は「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」に対し、必要な研修を行うものとする。

（２）西区まちづくりセンターにおける組織体制

ア　業務責任者等の設置と業務体制の確立

受託者は、次のとおり、事務責任者及び「西区まちづくりセンター」における業務責任者（アドバイザーの兼務可）・アドバイザー及び地域まちづくり支援員をもって業務体制を組織する。また、受託者は、その内容を本契約締結時に、区役所に届け出なければならない。

（ア）事務責任者

事務を掌握し、かつ、業務責任者を指揮・統括する者であること。

（イ）現場（「西区まちづくりセンター」）の体制

・業務責任者（アドバイザーとの兼務可）

開庁日の午前９時から午後５時 30 分までの間は常に連絡がとれ、かつ、区役所からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれ、業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、地

域まちづくり支援員を指揮監督する体制にある者を**「西区まちづくりセンター」**に配置すること。

・アドバイザー（業務責任者との兼務可）

区役所からの業務上の依頼に対して、**地域まちづくり支援員**への指示・助言等を行える者を**「西区まちづくりセンター」**に配置すること。また、**地域まちづくり支援員を**総括するとともに、常に区役所と連絡が取れる者とすること。

・地域まちづくり支援員

業務責任者の指揮監督に従い、下記６の業務に従事する者。

イ　服務規律等

（ア）受託者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

（イ）受託者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

（ウ）受託者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。

（エ）受託者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を区役所に提出すること（平成 18 年４月６日付け市民第 19 号「平成 18 年度　本市並びに本市監理団体が恒常的に業務委託する業者について」に基づく。）。

（オ）受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

６　業務内容

上記目的を達成するために、以下の業務を行う。

別紙１「地域活動協議会のめざす姿」の実現に向け、別紙２「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」が行われる様支援すること。

また、地域においては様々な課題や資源等地域の実情があるが、西区における地域活動協議会の自律運営支援にあたっては、別添の「（参考）西区の実情・課題・地域活動協議会等の取組」の内容を念頭に置き業務を行うものとする。

（１）地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

積極的に各地域に出向き、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、地域課題に取り組む地域活動協議会の自律的な地域運営に向け、地域の実情や課題に応じた支援（組織運営における基盤づくりは完了）を、区役所職員と連携して以下のとおり行うこと。

ア　若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導等

地域活動の担い手が拡がるよう、市民協働、公民協働を担う人材の発掘・育成を行うこと。さらに、自治会・町内会（第一層）への各種活動支援に加え、ニーズ等の把握に基づく各地域の実情等に応じた町会加入促進支援等、地域活動協議会の基盤強化につながる業務を行うこと。

イ　幅広い世代の住民の地域活動・地縁型団体への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援

豊かな地域コミュニティを再生させるために、これまで培われた人と人との繋がりやきずなを礎とし、特に若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりの薄かった人たちと、従前から住んでいる住民とのつながりづくりへの支援や、地縁型団体をはじめとする地域コミュニティへの参加・参画しやすい環境づくり、きっかけとなるさまざまなイベン

ト情報の発信などの働きかけをマンション管理組合に対しても進め、人と人とが出会いつながる機会づくりを行い、担い手の育成やネットワークの拡大など引き続き支援を行うこと。

また、若い世代や新規住民に地域活動協議会の趣旨や活動内容を広く知ってもらうための地域自らによる情報発信や、地域活動協議会の認知度向上に向けた支援を実施すること。

ウ　多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導

多様な地域活動主体や地縁型団体、ＮＰＯ、市民活動団体、企業、マンション管理組合等を対象として、地域の自律運営についての理解が深まるよう普及・啓発を図り、地域活動協議会への参画やネットワークの形成を促すこと。

エ　自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導

（ア）大阪市西区地域活動協議会補助金の申請等のための支援

（イ）事業実施における収支改善等のための支援

（ウ）その他自主財源獲得のための支援

オ　地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導

（ア）行政からの委託事業を受託するための支援

国・府・市など行政からの協働型の事業委託を地域活動協議会が受託するための支援を行うこと。

（イ）コミュニティ･ビジネス及びソーシャル･ビジネス・社会的ビジネスの促進に向けた支援

子育てや高齢者への支援、地域の安全･安心の確保、まちの美化、地域の魅力発信など多様な分野における地域活動について、コミュニティ･ビジネス、ソーシャル･ビジネス、社会的ビジネスの促進に向けて、情報提供や専門相談機関等への連絡・調整などそれぞれのステージにおける支援を行うこと。

カ　地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導

より幅広い人たちが、地域団体の活動に理解を示し参画できるよう、地域団体の活動情報の発信のほか、開かれた組織運営、会計の透明性の確保など、安定的・継続的に組織運営ができるよう以下の支援を行うこと。

（ア）予算・決算・出納事務に係る指導及び助言等の支援や本市導入アプリの活用等の支援

（イ）事業計画策定、事業実施及び広報に係る指導及び助言の支援

（ウ）各種会議の進行、資料作成に係る指導及び助言等の支援

（エ）地域の情報発信に係る指導及び助言等の支援

（オ）その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

・個人情報保護等の制度のアドバイス
・会計監査
・職員等の雇用等における労務事務に係る支援
・税務事務に係る支援
等

ただし、団体としての固有事務及び組織運営事務は除く。

キ　ＮＰＯ等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導

地域活動協議会が特定非営利活動法人、認可地縁団体、一般社団法人など法人格を取得する際の支援を行うこと。

なお、法人格取得後も、自律運営のために必要な支援は継続して実施すること。

ク　区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進の場として、各地域活動協議会の会長が参加する会議等を区役所とともに定期的に開催すること。

（２）地域活動協議会の形成支援

「新・市政改革プラン」に基づき、地域課題を共有しながら活動できるおおむね小学校区（西

区の場合は連合地域）の範囲を基本とする校区等地域を単位として、各種地域団体や企業、ＮＰＯ等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を発揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営の仕組みづくり（地域活動協議会）に取り組んでいくことに対し、積極的に支援を行うために以下のア及びイの業務を行う。

なお「地域活動協議会」の認定要件等については、「西区地域活動協議会の認定に関する要綱」に基づくこと。

（ア）地域活動協議会の合意形成に向けたコーディネート

ラウンドテーブルを開催するなど、地域活動協議会の合意形成にむけた支援を行うこと

（イ）地域活動協議会の認定に係る申請に関する支援

（３）その他

ア　相談や受付体制の構築

西区まちづくりセンターの開所時間に、地域団体からの相談に応対するほか、開所時間に相談できない場合にできるかぎり対応するため、開所時間外のＷＥＢやメールなどによる相談や受付の体制を構築するなど、利用者ニーズに沿った支援体制を確保すること。

イ　業務計画書の作成

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、区役所に提出しなければならない。

ウ　業務報告書の提出等

（ア）月次の報告

受託者は、翌月５日までに、業務の実施状況を記載した実施報告書（月次）（別紙５）を作成し、区役所に提出し、確認を受け、区役所が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。なお、実施報告書（月次）には日報（別紙４）を添付すること。

（イ）その他本市が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

エ　連絡調整会議について

大阪市市民局が開催予定の各区役所と各区役所の受託事業者が集まる連絡調整会議に参加し、情報交換等を行うこと。なお、区役所及び大阪市市民局から、受託者に対し、地域活動協議会等に対する支援の状況を照会する場合があるが、これに協力すること。

オ　調査研究による地域支援機能の向上

市民活動団体等や地域の活動情報の収集及び情報発信などを行うこと。また、本市の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。

７　本業務における具体的な成果目標

（１）別紙２「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組み（イメージ）」

地域の実情に即した最適な支援の実施により、「自律的に実施すべき基本的な事項」・「自律的な実施をめざす発展的な事項」における各項目全ての達成維持及び達成

（２）別紙３「地域活動協議会の形成に向けた支援」

「形成支援の取組」におけるステップ２以上の達成

（３）本市が実施するアンケート調査

項　目	目標値
地域活動協議会が、地域に即した支援をうけることができていると感じる割合	90%以上

（４）令和９年２月末時点で成果目標が達成できない見込みの場合は、目標未達成にかかる要因分析報告書を作成のうえ、区役所に提出すること。

８　提案にあたって踏まえるべき共通事項

提案にあたっては、次の事項を十分に踏まえること

（１）「４　業務概要」以下に記載する各業務については、業務間の密接な連携により一層の相乗効果を上げることができることを踏まえ、業務間の連携策についてできる限り具体的な内容を盛り込むこと。
（２）委託業務を効果的・効率的に実施するための組織体制（指揮命令系統、人員配置等）について、できる限り具体的に提案すること。なお、その際、上記（１）の業務間の連携についても配慮すること。
（３）各事業の提案については、「５　体制」及び「６　業務内容」を踏まえて提案すること。
（４）本委託業務の実施にあたっては、「西区運営方針」等の関係部分を理解しておくこと。

９　事業評価等について

令和９年１～３月頃に事業評価及び検証を実施する予定であるので、本市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は、区役所と受託者が改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

10　委託期間　　令和８年４月１日（予定）　～　令和９年３月 31 日

11　事業報告について

業務完了報告書類には、業務の詳細な内容を明記し、令和９年３月 31 日までに作成し、区役所に提出すること。

12　再委託について

（１）業務委託契約書第 16 条第１項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委託することはできない。
（２）受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
（３）受託者は、上記（１）及び（２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
（５）受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

13　事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の「大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託（契約期間：令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）」の受託者からの事務引継ぎを受ける

こと。また令和９年度の受託事業者に対し事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜区役所が立ち会うものとする。

14　その他

（１） 西区の概要及び諸統計については、本市ＨＰ「令和７年度版区政概要」や「統計情報」を適宜参照すること。

（２）本業務委託については、地域実情に合わせ、区役所の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。

（３）本業務委託については、地域における他の中間支援組織の取組と連携を図りながら実施すること。

（４）受託者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

（５）各事業の実施にあたっては、アンケートの実施などにより、事業効果の分析を行うこと。

（６）個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。

（７）この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受託者において適宜協議、調整を行い決定する。

（８）契約締結までの間に、区役所及び受託者により、本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。

（９）支援にあたっては、本市事業を積極的に活用すること（経費は原則として本市負担。）。

(10) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、大阪市に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。

(11) 各特記仕様書を遵守すること。

(12) その他、業務遂行上必要な関係法令を遵守すること。

[特記事項]

１　地域活動協議会の事務局機能について

地域活動協議会から依頼があった場合は、必要に応じて、本契約と別途に、地域活動協議会と適宜契約を締結するなどし、地域活動協議会の会計事務等の事務局機能を担うこと。受託者が、地域活動協議会事務局事務を実施する場合は、区役所に届け出ること。

なお、事務局事務については、基本的に地域活動協議会の拠点において実施するものとするが、本契約における業務の遂行に支障をきたさない範囲で、西区まちづくりセンターにおいて、これを実施することを妨げない。

２　区単位で活動している地域団体に係る支援について

区役所から依頼があった場合は、本契約と別途に、区役所と中間支援組織が委託契約を締結し、区単位で活動している地域団体に対し、会議開催や地域活動協議会等との連携の円滑化について適宜支援を行うこと。

◆西区の実情･課題･地域活動協議会等の取組

西区の実情等

マンションの建設ラッシュに伴い急激に人口が増加しており、マンション住民相互及び旧住民とのコミュニティづくりが喫緊の課題となっている。特に増加が激しい子育て層への支援や地域における福祉活動のネットワークづくり（ご近所力の再生）、住民意識が高い防災の取組みは、地域住民相互の助け合いが重要なことから、これらの課題を支援することが大切である。

【区の東部エリア】交通至便なうえ文化施設が充実しており、また近年は高層マンションの建設が続き人口増加が著しいエリアであり、マンション住民の地域コミュニティへの参加・参画、ネットワークの拡大が課題である。

【区の西部エリア】歴史豊かで空襲を逃れたまち並みに、昔ながらの路地が残るエリアや商店街などの生活の香りが漂う地域コミュニティが豊かなまちに、金属加工などの高い技術力を持った工場が混在しているエリアであり、高齢者への支援、地域の魅力発信、自主財源の確保等が課題である。

西区の主な課題

- 新規住民とのコミュニティ形成

  新築マンション住民の地域コミュニティへの参加・参画が課題である。
- コミュニティの強化

  これまで地域活動に関わりの薄かった住民への地域コミュニティへの参加・参画が課題である。
- 地域課題解決に向けた既活動の強化

  高齢者対策・防災対策・地域資源の利用・企業、商店、商店街との連携・自主財源の確保等の強化が課題である。
- 開かれた組織運営の継承

  組織運営全般において、安定的・継続的に運営できるよう地域の実情に合わせた支援が必要な状況である。

地域活動協議会等の取組

１．取組

Ⅰ地域課題への取組

・地域課題やニーズに対応した活動の実施

Ⅱつながりの拡充

・これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進

・地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む）

・地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働

Ⅲ組織運営

・議決機関（総会・運営員会等）の適正な運営

・会計事務の適正な執行

・多様な媒体による広報活動

※西区内各地域活動協議会の活動内容等は西区役所ＨＰを参照すること。

http://www.city.osaka.lg.jp/nishi/page/0000204292.html

２．地域活動協議会の形成に向けた支援

・地域活動協議会の合意形成に向けたコーディネート（将来ビジョンの決定及び共有、規約策定等にかかる支援）

・地域活動協議会の認定に係る申請に関する支援

（別紙１）

地域活動協議会のめざす姿

●本市では、「市政改革プラン」に、地域社会の将来像・めざす姿を掲げ、今後の地域社会の諸課題に対応するための仕組みとして「地域活動協議会」を打ち出しています

→『市政改革プラン』（基本方針編第３章）、『大都市大阪における「公共」分野の担い手について』（平成25年11月20日付け市長見解）

●各論

めざす姿			地域活動協議会の取組
地域課題を共有しながら、各種地域団体や企業、ＮＰＯ等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を発揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営が行われている	**地域課題への取組**		
	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	・地域課題やニーズを把握し、地域の将来像の共有が出来ている ・地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている ・話し合いにより補助金が適切に活用されている ・地域活動の進捗に応じ、法人格の取得に向けた取組がなされている ・テーマや必要に応じて、適切な中間支援組織が活用されている	・地域課題やニーズの把握 ・地域の将来像の共有 ・地域課題やニーズに対応するための活動の実施 ・地域活動の進捗に応じて、法人格の取得に向けた検討及び取組
	つながりの拡充		
	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	・地域活動に関わりの薄かった住民にとって、つながりの機会となるよう取組が工夫されている ・イベント等への参加の呼びかけがＩＴの活用等により効果的になされている	・地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるように取組に工夫を行い実施 ・取組をさまざまな媒体を活用して周知
	地活協を構成する活動主体同士や、地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている	・地活協を構成する活動主体同士の連携・協働が促進されている ・地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている ・ラウンドテーブルなど、誰でも参加出来る交流の場が創出されている	・地活協がさまざまな活動主体との交流の場に参加し、情報共有 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報を発信
		・地活協の新たな活動の企画検討の場等で「地域公共人材」活用の働きかけがなされている	・地域公共人材バンクを積極的に活用している
	組織運営		
	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	・地活協を構成する活動主体による民主的な話し合いのもとで役員の選任や議事運営などが行われ、地域一体となって組織運営がなされている ・広報活動により活動内容や組織・会計の情報が発信され、透明性が確保されている	・地活協の仕組みにさまざまな活動主体が幅広く参画できる民主的で開かれた組織運営 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報を発信（再掲） ・事業計画・事業報告 ・予算・決算 ・会計監査、役員の業務監査 ・役員名簿 ・議事録 等の公表、閲覧

自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）

めざす状態		めざす状態に向けた課題・取組	自律的に実施すべき基本的な事項	自律的な実施をめざす発展的な事項
Ⅰ 地域課題への取組	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	①地域課題やニーズの把握ができている。 ②地域の将来像の共有ができている。 ③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。 ④話し合いにより補助金が適切に活用されている。 ⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の解決が図られている。	⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている。
		法人格の取得	※	
Ⅱ つながりの拡充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。
	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む） 【地域活動協議会内部】	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。 ②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。 ③新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等）
		地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働 【外部との連携・協働】	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。 ②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができている。	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができている。
		地域公共人材の活用	※	
Ⅲ 組織運営	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。 ②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。 ③監事による監査が実施されている。	④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等） ⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		会計事務の適正な執行	①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等） ②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。 ③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		多様な媒体による広報活動	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。 ②活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容（案内や実施報告等）の情報発信を行っている。 ④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができている（広報経路（ルート）が広がっている）。

※「法人格の取得」及び「地域公共人材の活用」については、取組（イメージ）から除外するが、地域の状況やニーズに応じて取り組む事項として、今後も実施していく。

（別紙３）

地域活動協議会の形成に向けた支援

	形成支援の取組
ステップ1	
地域での機運づくり	○各地域団体の自主的な活動を促進するため、よりいっそうの民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の確保の必要性について啓発 ○地域課題やニーズを把握し、地域カルテを作成
ステップ2	
自律的な地域運営についての住民理解の促進	○地域団体等に対し、地域活動協議会の意義を説明 ○アンケート調査などによる地域課題やニーズ把握 （理解を深め、イメージの共有や団体間の交流促進のための勉強会、ワークショップの開催などの支援）
ステップ3	
地域活動協議会の合意に向けた取組支援（協議の場）	○協議の場においての以下の取組を支援 ・各種活動団体に対する参画への働きかけ ・設置目的、形成に向けたスケジュール等の共有 ・規約、構成団体及び役員名簿の作成
ステップ4	
地域活動協議会の設立	○事業計画、予算の作成
ステップ5	
区長認定	○必要書類を区長に提出
その他	

（別紙４）

西区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託実施報告書（日報）

令和〇年〇月〇日〇曜日　　西区まちづくりセンター業務責任者〇〇〇〇

校区等地域	支援員等	勤務開始	勤務終了	勤務時間	記事
〇〇					

特記事項

＊本書は、受託者からの提出書類様式であり、内容は受託者が記載する。

（別紙５）

西区まちづくりセンター業務実施報告書（月次）
（令和〇年〇月）

令和〇年〇月〇日
西区まちづくりセンター
業務責任者

1　活動概要

活動概要を総括的に記載

2　業務体制（令和〇〇年〇月〇日現在）

（1）業務体制

アドバイザー兼業務責任者	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇

（2）その他

ア　公募・採用の状況　等

地域まちづくり支援員の公募にあたって、西区地域支援課との調整のうえ、求人内容を確定し、公募を実施した。

公募方法

・区ホームページへの掲載

・受託者ホームページへの掲載

イ　西区まちづくりセンターの開設状況

〇月〇日　電話設置

〇月〇日　まちづくりセンターホームページ開設

3　西区まちづくりセンターの活動状況

（1）区民からの相談状況

・相談の形態

	支部において面談	電話	メール	計
件数				

・相談内容

内容	件数
担い手育成	
事業実施	
連携・協働	
自主財源獲得（助成金申請含む。）	
ＣＢ，ＳＢ	
会計事務支援	
事業実施支援	
会議の開催支援	
その他団体組織運営	

（２）西区地域支援課との情報共有等の状況

○月○日　○時～○時　今後の事業実施計画について打合せ
○月○日　○時～○時　○○○・・・について打合せ

（３）まちづくりセンター定例会等の開催状況

○月○日　○時～○時　今後の事業実施計画について打合せ
○月○日　○時～○時　○○○・・・について打合せ

（４）研修等の参加状況

○月○日　○○局主催研修に参加（ＡＤ1名、支援員２名）
○月○日　○○局主催研修に参加（支援員２名）
○月○日　まちづくりセンター主催研修に参加（ＡＤ1名、支援員２名）
○月○日　ＮＰＯレベルアップ講座　受講（支援員１名）

（５）その他

4　地域活動協議会の運営支援の状況

【各地域や業務全体の進捗状況】	
○○地域	*○月○日（○）　○時～○時　○○補助金申請に係る支援*
○○地域	

5　地域課題調査等の実施状況
手法及び調査内容について、西区地域支援課と打合せ
抽出率算出検討

6　当月の業務実施における自己評価及び課題となっていること

7　今後に向けて

８　出勤状況

○月		出勤状況							
		アドバイザー	地域まちづくり支援員						
		○○　○○	○○　○○	○○　○○	○○　○○	○○　○○	○○　○○	○○　○○	○○　○○
1	月	○○時～○○時	○○時～○○時	○○時～○○時	○○時～○○時	○○時～○○時	○○時～○○時	○○時～○○時	○○時～○○時
2	火								
3	水								
4	木								
5	金								
6	土								
7	日								
8	月								
9	火								
10	水								
11	木								
12	金								
13	土								
14	日								

・使いやすいよう、適宜アレンジしてください。
・斜体文字は記載例です。
・提出は、受託者名あるいは業務責任者名のどちらでも可。
・別途、表紙をつけていただいてもけっこうです。

（別紙６）利用者アンケート（調整中）

今後の○○区まちづくりセンター等の運営の参考とするため、次のアンケートにご協力ください。

問１	まちづくりセンター等の支援について満足していますか。（○印は１つ） ①満足している　②ある程度満足している　③あまり満足していない　④満足していない

問２　まちづくりセンター等からの次の支援は地域の皆さんの活動に役立ちましたか。
（○印はそれぞれの項目で１つずつ）
また今後、まちづくりセンター等に対して、どのような支援を期待されていますか。
（○印はいくつの項目でも）

まちづくりセンター等が行う支援の内容	役に立ちましたか				「支援を期待している」ものに○印
	①そう思う	②ややそう思う	③あまりそう思わない	④思わない	
1　地活協の意義の説明、団体への参画への働きかけ、規約等の説明など地域活動協議会の形成に向けた支援（具体的な支援例：　）					
2　様々な市民活動団体の幅広い参画、開かれた組織運営と会計の透明性の確保など地域活動協議会の意義の理解に向けた支援（具体的な支援例：　）					
3　地域課題やニーズの把握、地域の将来像の共有に向けた支援（具体的な支援例：　）					
4　事業計画や予算の策定、必要な事業・分野への補助金の適切な活用など地域課題やニーズに対応した活動の実施に向けた支援（具体的な支援例：　）					
5　自主財源の確保、ＣＢ・ＳＢ、本市以外の補助金や助成金の活用など地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)の有効な活用の支援（具体的な支援例：　）					
6　法人格取得の意義の説明、取得に向けた検討、設立認証申請など法人格の取得に向けた支援（具体的な支援例：　）					
7　イベント等での工夫、様々な媒体を活用した呼びかけなど地域活動に関わりが薄かった住民などの活動への参加を促すための支援（具体的な支援例：　）					
8　参画機会の保障、新たな団体の参画、連携・協働のノウハウの継承など、地域活動協議会の構成団体同士の連携・協働に向けた支援（具体的な支援例：　）					
9　意見交換や話し合いなどの交流をする場の設定など地域活動の担い手の拡大に向けた支援（具体的な支援例：　）					
10　企業やＮＰＯなどとの連携・協働、交流の場への参加など地域活動協議会以外の他の活動主体との連携・協働に向けた支援（具体的な支援例：　）					
11　地域公共人材の意義の説明、活動の企画検討の場での活用などでの活用に向けた支援（具体的な支援例：　）					
12　議決機関（総会・運営委員会等）の運営、部会の運営、議事録の閲覧・公表、監査の実施など適正な運営に向けた支援（具体的な支援例：　）					
13　会計ルールの作成、事業計画書・収支決算書等の閲覧・公表、補助金交付申請・実績報告など会計事務の適正な執行に向けた支援（具体的な支援例：　）					
14　多様な媒体（広報紙・掲示板・電子広報媒体など）を活用した広報、様々な活動主体が連携・協働した広報など広報の支援（具体的な支援例：　）					

	15　その他の内容で受けた支援や受けたい支援があればその内容を記載してください。
問3	まちづくりセンター等の支援により、さまざまな市民活動団体が集まって、地域の活動や地域課題について話し合うことが活発になっていると思いますか。（○印は１つ） ①　そう思う　　②　ややそう思う　　③　あまりそう思わない　　④　思わない
問4	皆さんの地域において、自律的な地域運営（※）に取り組めるようになっていると思いますか（○印は１つ） （※まちづくりセンター等に頼らなくとも、住民の皆さんみずからが主体的に様々な取組を行うことができている状態） ①　そう思う　　②　ややそう思う　　③　あまりそう思わない　　④　思わない
問5	（問４で「①そう思う」「②ややそう思う」と答えられた方へ） どのような点から、自律的な地域運営に取り組めていると思いますか。 「自律的な地域運営に取り組めている」と思うものに○印をつけてください。（○印はいくつでも可）

1　地域の課題やニーズの把握や共有ができている。	
2　地域課題やニーズに対応した活動が実施できている。	
3　地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)を有効に活用して、地域課題の解決が図られている。	
4　法人格の取得に向けた取組ができている。	
5　これまで地域活動に関わりの薄かった住民などの活動への参加が促進されている。	
6　地域活動協議会の構成団体同士の連携・協働ができている。	
7　地域活動の担い手が拡大している。	
8　地域活動協議会以外の他の活動主体（企業やＮＰＯなど）との連携・協働ができている。	
9　地域公共人材の活用ができている。	
10　議決機関（総会・運営委員会等）の運営など、適正な運営ができている。	
11　会計事務の適正な執行ができている。	
12　多様な媒体による広報活動ができている。	
13　その他の内容で自律的な地域運営に取り組めていると思っている内容があれば記載してください。	

問6	今後も、まちづくりセンター等のような総合的・全体的な支援窓口（そこに行けば何でも相談できる窓口）が必要だと思いますか（○印は１つ） ①　総合的・全体的な支援窓口が必要（全部を相談できる窓口） ②　個別の内容毎の支援窓口があればいい　　③　支援は必要ない
問7	その他、まちづくりセンター等へのご意見・ご要望等がございましたら、何でも記載してください。

問8	最後に、地域はどちらですか。 ①　☆☆地域　　②　◆◆地域　　③□□地域　　④　△△地域　　⑤　●●地域　　⑥　▼▼地域　・・・